

恵庭市中小企業等振興融資制度の見直し案について

現在、本市では、融資制度の見直しを検討しており、その案がまとまりましたので、ご報告いたします。

<目的>

恵庭市中小企業等振興融資制度における利率等をはじめとした各種項目の見直しにより、市内中小企業者の安定的な資金繰りに資することを目的としております。

<対象>

令和7年4月1日以降に新たに申し込みを行う融資が対象となり、同年3月31日以前に申し込みを行った融資については、見直し前の制度が適用となります。

<主なポイント（案）>

項目	現行	見直し案	備考
利率	平成 22 年度の現行融資制度開始時の利率。	北海道中小企業総合振興資金（新長期プライムレートに合わせて変動）に準じる運用に変更	利率の改定時期は毎年4/1 及び 10/1（近隣市も同様）。
固定・変動	借入時点の適用利率で全期間固定		取扱変更なし
据置期間	市長が必要と認める場合に1年以内の期間で可能		取扱変更なし
利子補給	起業家育成資金のうち、空き店舗に開業する場合に限る。	なし	
信用保証料補給	・起業家育成資金にかかるものの全額 ・融資額 500 万円以内の小口事業資金にかかるものの2分の1	全ての融資にかかるものの全額	
融資金額		限度額一部引き上げ	
融資の種類		経営安定資金の廃止	
保証人		法人向け融資の際に必要なとしていた連帯保証人の設定を原則不要とする。	金融機関又は信用保証協会が必要とする場合を除く。

令和7年度恵庭市中小企業振興融資制度の見直しに関する比較表

		見直し前（現行）				見直し後			
資金の区分		利子補給	保証料補給	融資金額	利 率	利子補給	保証料補給	融資金額	利 率
一 般 事 業 資 金	運転資金	無	無	1,000万円以内	3年以内 1.8 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.5 %
					5年以内 2.0 %				5年以内 1.7 %
	設備資金 （市内設備に限る）			3,000万円以内	7年以内 2.2 %			3,000万円以内	7年以内 1.9 %
					10年以内 2.4 %				10年以内 2.1 %
小 口 事 業 資 金	運転資金	無	2分の1 ※500万円以内 の融資に限る	1,250万円以内	3年以内 1.6 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.3 %
					5年以内 1.8 %				5年以内 1.5 %
	設備資金 （市内設備に限る）				7年以内 2.0 %				7年以内 1.7 %
起 業 家 育 成 資 金	運転資金	0.2% ※空き店舗 の開業に限る。	全額	500万円以内	3年以内 1.4 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.1 %
					5年以内 1.6 %				5年以内 1.3 %
	設備資金 （市内設備に限る）				7年以内 1.8 %				7年以内 1.5 %
経 営 安 定 資 金	(1) 不況対策資金		市	500万円以内	3年以内 1.6 %	R7.3.31をもって新規融資廃止 （既存融資については、従前の例による）			
	(2) 倒産関連防止資金				5年以内 1.8 %				
	(3) 災害対策資金								
	(4) 金融取引対策資金								
	(5) アスベスト対策資金								
	(6) 物価高騰緊急小口対応 資金	市		500万円以内	1年以内 1.0 %				
					3年以内 1.2 %				
					5年以内 1.6 %				
					7年以内 1.8 %				

（注）現在の北海道中小企業総合振興資金の利率が4月以降も変わらないと仮定した場合